

2 南東官衙域の調査成果

今回報告した第100次調査では、これまで確認されていなかった南東官衙域の東側への広がりを確認することができた。これで南東官衙域においては、掘立柱建物跡15棟、竪穴住居跡8棟などが確認されていることとなる。以下、これまでの南東官衙域の調査を簡単に総括したい。

竪穴住居跡

南東官衙域における竪穴住居跡は、北部にS I 424・426・460竪穴住居跡の3棟（第31・36・100次）、南部にS I 427～431竪穴住居跡の5棟（第38次）、計8棟が確認されている（『志波城概報84』『同85』『同87』）。南部のものは、S B 233建物跡およびS I 430竪穴住居跡から北部のS I 426竪穴住居跡およびS B 231建物跡にむかって直線的に配置されている。北部のものは、掘立柱建物跡に極めて近接して確認されている。また、南西官衙域（第97次）にも南大路を中心に左右対称になるような配置が取られていた可能性もある（『志波城概報05』）。

規模は、南部のS I 427～431竪穴住居跡は2.35～4.41m程度であり、出土遺物も含めて外郭周辺の竪穴住居域のものと大差がない。一方、北部のS I 424・426・460竪穴住居跡は8m内外の規模をもち、埋土中や検出面周辺から多くの鉄滓が出土していることが特徴的である。以上のことから、計8棟の竪穴住居跡は、北部の3棟は小鍛冶などの工房としての施設を構成したものの、南部の5棟はその特異な配置や近隣に総柱のS B 233建物跡が存在することなどから、外郭とは異なる何らかの役割を持った施設を構成した可能性が考えられる。

また、北部の3棟の竪穴住居跡群はいずれもかまどを東辺に構築している。S I 426竪穴住居跡の1.4m東にはS B 232建物跡の西梁行が確認されており、極めて近接して設置されている。同様にS B 232建物跡の西にはS I 460竪穴住居跡が確認されている。煙道の長さや建物跡の軒の出を考えると、同時に存在したとは考えにくい。S I 426竪穴住居跡は、廃棄直後の段階でS K 361土坑が掘り込まれており、竪穴住居跡廃棄後には、その跡地が何らかの形で活用されていたことが想定できる。このことから、S I 426竪穴住居跡はS B 232建物跡よりも古く、S B 232建物跡建築時には廃棄されていた可能性がある。S I 424および460竪穴住居跡も同様に考えた場合、南東官衙域が掘立柱建物跡を中心として機能が充実する時期には、工房的な役割を担っていたと考えられる大型の竪穴住居跡が撤去されたと考えられる。以上のことから、南東官衙域北部の竪穴住居跡は掘立柱建物群に先行して造営当初に営まれた工房群などの施設、南部のものは官衙域を囲むように直線的に配置された何らかの施設と想定したい。

掘立柱建物跡

南東官衙域では、15棟の掘立柱建物跡が検出されている（S B 220・221・222・223・225・226・227・228・229・230・231・232・233・234・255）。このうちS B 222・227・231・255建物跡の4棟は、廂をもつもので、長方形に広場を囲むように配置されている。またS B 233建物跡は桁行3間、梁行2間をはかる総柱の建物跡である。

一部の建物の掘方に重複があることや棟方向などの特徴から、2時期の分類が考えられている（似内・津嶋2002、『志波城概報85』、『同03』）。

官衙Ⅰ期建物	棟方向	0° 30' ～ 9° 30' と志波城跡中軸線と異なる
	柱間寸法	桁行で9尺等間, 6～7尺等間のものが多い
	柱抜取	Ⅱ期建物より抜取が少ない
官衙Ⅱ期建物	棟方向	6° 30' ～ 7° 30' と志波城跡中軸線に近似
	柱間寸法	桁行で7～8尺等間のものが多い
	柱抜取	抜取が多い

Ⅰ期建物は、棟方向の傾きが志波城跡中軸線の傾きに揃わない。このうち、S B 227・231・255建物跡が廂のある規模の大きな建物であり、中心的な建物と考えられる。Ⅱ期建物は、棟方向の傾きが志波城跡中軸線とほぼ揃い、東官衙にも建物が展開する。多くの柱が抜取られており、解体され徳丹城へ部材が運ばれたことが想定される。

また、政庁内の建物についても、以下のように大別が考えられている。

政庁A群建物	棟方向	6.5° と志波城跡中軸線と同一
	柱間寸法	門以外桁梁行ともにほとんど10尺等間
	柱抜取	抜取はすべて
政庁B群建物	棟方向	6.5° と志波城跡中軸線と同一
	柱間寸法	桁梁行ともに10尺もしくは10.5尺等間
	柱抜取	抜取は少ない
政庁C群建物	棟方向	2° 30' ～ 8° 55' と中軸線と異なる
	柱間寸法	7～10.5尺で間尺が不同, 平面形に歪みがあるものが多い
	柱抜取	抜取は少ない

時期変遷

上記の建物分類をもとに、時期変遷案を提示してきた（似内・津嶋2002, 『志波城概報85』, 『同03』）。この変遷案を元に、以下について検討した試案を提示する（第3表・第7図）。

・政庁域北部のS B 533はa期にその東側の土坑と周囲をめぐる溝とともに整備される。b期の政庁域が機能しはじめるにともない撤去され、S B 531・532と東側の土坑が整備される。c期の機能充実とともにS B 571・572・574が整備された。あわせて脇殿背後に後殿（S B 534・576）が整備される。城柵としての機能整備とともに、官衙の機能の一部を政庁北部に整備したのではないだろうか。

・官衙域の大型竪穴住居はa期に工房等として機能する。南東官衙域においては、S B 231が管理棟的な役割を持っていた可能性がある。なお南西官衙域のS I 457は、かまどの方向や規模からa期に先行する可能性がある。

・官衙域南部の3×2間の総柱建物跡とともに、直線的に配置された竪穴住居群は、規模が外郭竪穴住居跡群のものと大差が無く、なんらかの施設として機能したと考えられる。

・南東官衙域Ⅰ期建物は、棟方向の違いや配置から、小変遷を検討した。

・官衙および官衙の機能を持った政庁建物は、主要な建物が撤去された後にも、一定期間は機能し続けた可能性がある（弘仁2年閏12月11日条『日本後紀』による）。

- a 期（造営期） a 1 期に政庁 C 群建物と工房である大型竪穴住居及び S B 231 が建築される。a 2 期にそれらは撤去され、棟方向の傾きが志波城跡中軸線と揃わない S B 255 をはじめとした官衙 I 期建物が建設される。政庁区画施設建設以前の造営官庁（造志波城所）的な役割として主要殿舎に先行する。
- b 期（完成期） 政庁区画施設と S B 534・576 を除く政庁 A 群・B 群建物が完成し、城柵としての機能を開始する。それにともない政庁 C 群建物 S A 536, S B 533・535・575・579 が撤去され、S B 531・532 が建築される。
- c 期（改修期） 政庁と官衙の充実が図られる。政庁東西門が四脚門に、北門が八脚門に改修される。正殿・脇殿の縁の改修がされる。脇殿の後殿的な S B 534・576 及び政庁北西部 S B 571・572・574 が建設される。南東官衙域では多くの官衙 I 期建物は残存するが、S B 220・223 が撤去され、官衙 II 期建物が建築。新たに東官衙が建築される。
- d 期（廃城期） 主要殿舎である政庁 A 群建物の柱を抜取り解体。政庁 B 群・C 群建物も解体・放棄されたと考えられるが、官衙的機能を持った政庁北部建物群と官衙建物の一部は、しばらく残存した可能性が高い。官衙建物は、主要なものは柱を抜取り解体しているが、柱の抜取が確認されていない建物は残存した後に放棄された、もしくは柱が切断された可能性がある。

まとめ

わずかに 10 年余りで徳丹城に機能を移転した志波城は、建物の明確な時期差がとらえにくく、造営から廃城・移転までの変遷を推測しにくい。他の城柵と比較し、政庁域の規模が大きいこと、政庁内部に建物が多いこと、官衙域の建物配置が貧弱なことなどが大きな特徴といえる。これらの志波城跡の特徴について幅広く検討を深めなければならない。大方のご批判やご指導を賜れば幸いである。

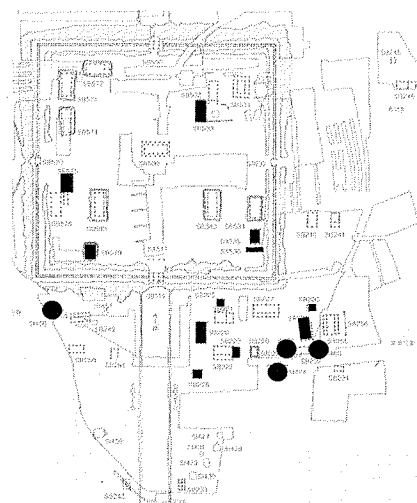
（今野公顕）

【参考文献】

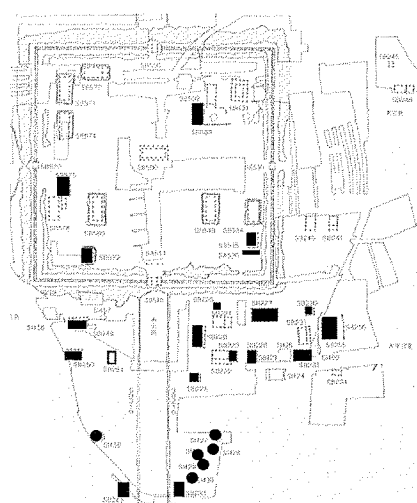
似内啓邦・津嶋知弘 2002 「志波城跡発掘調査の成果」『第 28 回古代城柵官衙遺跡検討会 資料集』

	造営前	a 期（造営期）		b 期（完成期）	c 期（改修期）	d 期（廃城期）
		a1 期	a2 期			
政庁		SA536・SB533・575・535・579		SB531・532		
					SB571・572・574	
				SA511・SB510		
				SB500・540・580・530・550・570	(改修)SB500・540・580・530・550・570	
					SB534・576	
南東官衙		SB220・223・225・226・230			SB221・222・234	
				SB228	SB229	
		SB231	SB227・229・232・255 / SA256			
		SI424・426・460				
南部			SB233 / SI427・428・429・430・431			
東官衙					SB240・241・245	
					SB246	
南西官衙			SB249・253			
	SI457		(SB254)			
		SI456				
			SB243 / SI459			

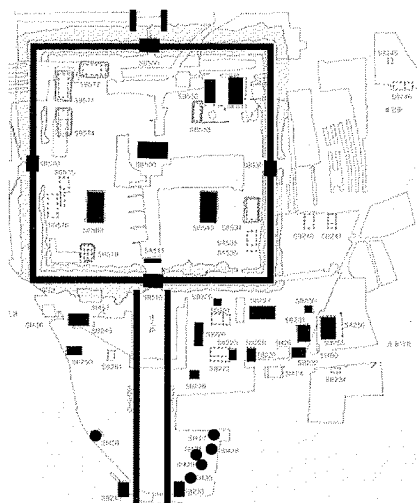
第 3 表 政庁・官衙域 変遷試案



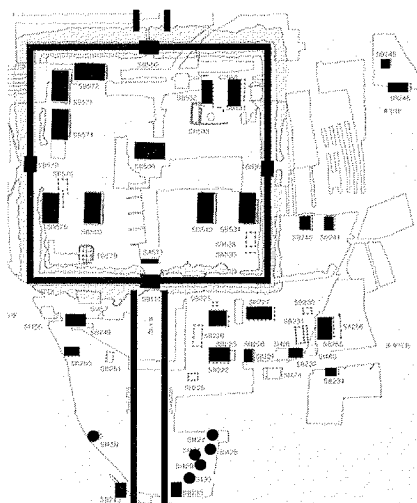
a1期(造営期 前期)



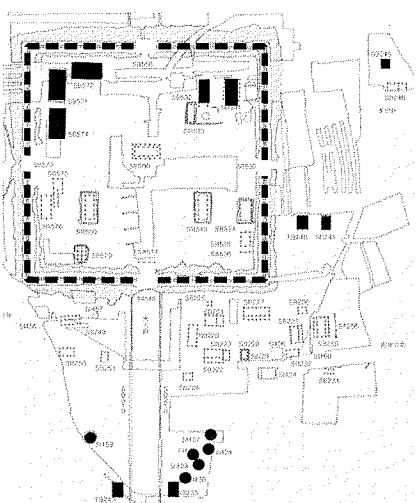
a2期(造営期 後期)



b期(完成期)



c期(改修期)

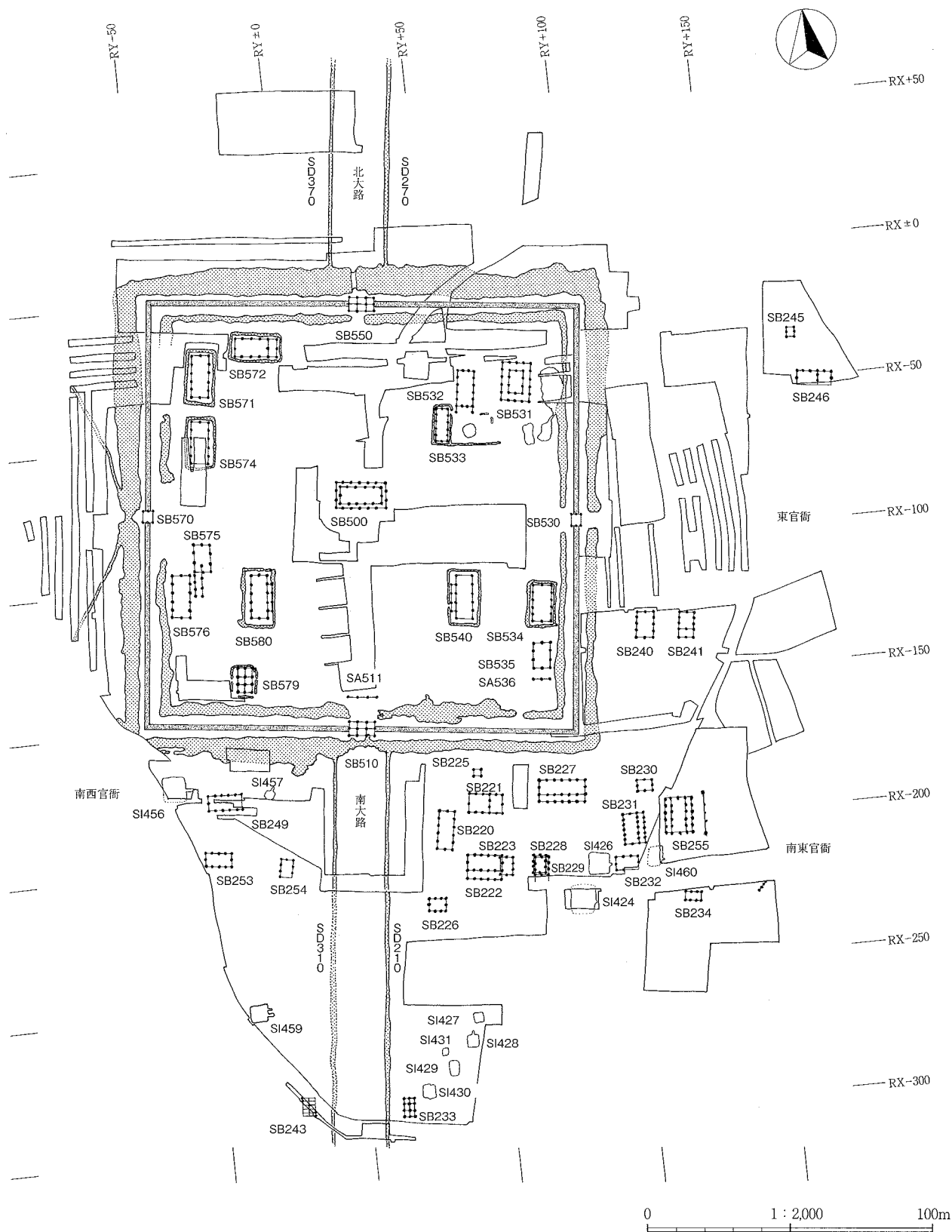


d期(廃城期)

- 【凡例】
- 掘立柱建物跡
 - 掘立柱建物跡(完成せず)
 - 竪穴住居跡

※縮尺は任意

第7図 政庁・官衙域 変遷試案



第8図 政庁・官衙域全体模式図 (1 : 2,000)

	遺 構 名	棟方向・軸線傾き	構 造	柱間寸法（1尺=0.3m）	変遷	柱抜取	分類
政 庁	SB500正殿跡	東西棟E6.5°S	5×2間（廻縁）	桁梁とも10尺等間、縁10尺等間	2期（縁改修）	すべて	A群
	SB540東脇殿跡	南北棟N6.5°E	5×2間（縁、周溝）	桁梁とも10尺等間、縁4.5尺間	2期？	すべて	A群
	SB580西脇殿跡	南北棟N6.5°E	5×2間（縁、周溝）	桁梁とも10尺等間、縁4.5尺間	2期（縁改修）	すべて	A群
	SB510南門跡	東西棟E6.5°S	八脚門	桁9・12・9尺間、梁8尺等間	1期	すべて	A群
	SB530東門跡	南北棟N6.5°E	棟門→四脚門	11尺間→桁13.5尺間、梁5.5尺等間	2期（建替）	すべて	A群
	SB550北門跡	東西棟E6.5°S	？→八脚門	？→桁9・12・9尺間、梁8尺等間	2期？	すべて	A群
	SB570西門跡	南北棟N6.5°E	棟門→四脚門	11尺間→桁13.5尺間、梁5.5尺等間	2期（建替）	すべて	A群
	SA511目隠堀	東西E6.5°S	3間	不同3.26・3.05・3.36m	1期	なし	？
	SB531建物跡	南北棟N8°55'E	3×2間（四面廂）	桁9尺等間、梁8尺等間、廂8尺間	1期	なし	C群
	SB532建物跡	南北棟N7°0'E	6×3間（斜柱）	桁8尺等間、梁不同	1期	一部	C群
	SB533建物跡	南北棟N7°30'E	2×5間（周溝）	桁6.5～9.5尺間、梁6.5尺等間	1期	なし	C群
	SB534建物跡	南北棟N6.5°E	5×2間（周溝）	桁8.5尺等間、梁11尺等間	1期	すべて	A群
	SB535建物跡	南北棟N2°30'E	3×2間	不同	1期	なし	C群
	SA536柱列跡	東西E6.5°S	2間	10尺等間	1期	すべて	？
	SB571建物跡	南北棟N6.5°E	5×2間（周溝）	桁梁とも10尺等間	1期	なし	B群
	SB572建物跡	東西棟E6.5°S	5×2間（間仕切、周溝）	桁10尺等間、梁10.5尺等間	1期	一部	B群
	SB574建物跡	南北棟N6.5°E	5×2間（周溝）	桁10尺等間、梁10.5尺等間	1期	一部	B群
	SB575建物跡	南北棟N5°0'E	2×3間	桁梁不同	1期	なし	C群
	SB576建物跡	南北棟N6.5°E	5×2間（掘方修正）	桁梁とも10尺等間	1期	すべて	A群
	SA577柱列跡	南北棟N6.5°E	3間	不同	1期	なし	？
	SA578柱列跡	南北棟N2°0'E	4間	不同	1期	なし	？
	SB579建物跡	南北棟N6°0'E	3×2間（総柱、周溝）	桁梁不同	1期	なし	C群

政庁建物一覧

	遺 構 名	棟方向・軸線傾き	構 造	柱間寸法（1尺=0.3m）	重複	柱抜取	分類
南 東 官 衙	SB220建物跡	南北棟N9.5°E	5×2間	桁梁とも9尺等間	なし	すべて	I期
	SB221建物跡	東西棟E6.5°S	5×2間（間仕切）	桁7.5・8尺間、梁10.5等尺	なし	ほとんど	II期
	SB222建物跡	東西棟E6.5°S	5×2間（南廂）	桁8尺間、梁9尺等間、廂9～10尺間	SB223	すべて	II期
	SB223建物跡	南北棟N7°45'E	3×2間	桁7尺等間、梁8尺等間	SB222	なし	I期
	SB226建物跡	東西棟E3.5°S	3×2間	桁6.5尺等間、梁7尺等間	なし	なし	I期
	SB227建物跡	東西棟E4.5°S	6×2間（南廂）	桁9尺等間、梁8.5尺等間、廂8尺間	なし	一部	I期
	SB228建物跡	南北棟N7.5°E	3×2間	桁6.5尺、梁6.5尺	SB229	すべて	I期
	SB229建物跡	南北棟N7.5°E	5?×2間（間仕切）	桁8・5.5～6尺、梁8.5尺	SB228	すべて	II期
	SB230建物跡	東西棟E3.25°S	2×2間	桁8・5・9尺間、梁6尺強	なし	なし	I期
	SB231建物跡	南北棟N0.5°W	6×2間（東廂）	桁6尺等間、梁8.5尺等間、廂8尺間	なし	一部	I期
	SB232建物跡	東西棟E2.75°S	3×2間	桁9尺等間、梁8尺等間	なし	なし	I期
	SB234建物跡	東西棟E6.5°S	3×1間	桁5.5・6.5尺間、梁6尺等間	なし	なし	II期？
	SB255建物跡	南北棟N4.5°E	5×2間（東西廂）	桁8尺等間、梁8.5尺等間、廂7尺間	なし	すべて	I期
東 官 衙	SB240建物跡	南北棟N7°25'E	4×2間	桁7.5尺等間、梁10・10.5尺間	なし	なし	II期
	SB241建物跡	南北棟N7°31'E	3×2間（南廂）	桁7・6.5尺間、梁8.5尺等間、廂10尺間	なし	なし	II期
	SB245建物跡	南北棟N7°00'E	2×1間	桁5尺等間、梁8尺間	なし	一部	II期
	SB246建物跡	東西棟E7.5°S	5×2間（間仕切）	桁梁とも8尺等間	なし	すべて	II期
南 西 官 衙	SB249建物跡	東西棟E4.5°S	5×2間	桁8尺等間、梁8.5尺等間	なし	なし	I期
	SB253建物跡	東西棟E4.5°S	4×2間	桁7.5・8尺間、梁7.5・9尺間	なし	なし	I期
	SB254建物跡	南北棟N11.5°E	3×2間（未完成）	桁梁とも7尺等間	なし	なし	I期

官衙域建物一覧

第4表 政庁・官衙域建物一覧